



サイバーセキュリティの置き薬

2020年
第27号

1. 身に覚えのないキャッシュレス決済サービスに関する注意喚起

金融庁及び警察庁を含む関係機関の連名のリーフレットが公開されています。犯罪者が、不正に入手した口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Pay など）のアカウントを開設し、銀行口座と連携して預金を不正に引き出す事案が多数発生していますので、ご参照ください。

- ◆ 本手口による被害を確認された際には、最寄りの警察署又は警察本部サイバー犯罪対策課にご連絡・ご相談ください。
 - ◆ 本手口に乗じて、「あなたも被害に遭っている。口座を停止する必要があるのでキャッシュカードを提出してください」などといった警察官を装う者からの電話が確認されています。そのような詐欺や本手口に乗じたその他の犯罪の被害に遭わないよう、ご注意ください。
- ※ 警察官が電話等でパスワードや暗証番号等を教えるように求めることはありません。

【参考サイト】

警察庁「身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた
銀行口座からの不正な出金に関する注意喚起等について」
<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/caution201014.html>



2. 各種アカウント情報の管理等の徹底について

電子メールを始めとする各種サービスのアカウント情報（ID・パスワード等）が犯罪等に悪用されることがないように、ご注意・ご協力をお願いいたします。

対策

- ◆ 複数のサービスで同じパスワードを設定しない。
- ◆ 推測されにくく、十分な強度を有するパスワードを設定する。
- ◆ 二段階認証、二要素認証等の追加的な認証機能を積極的に利用する。
- ◆ アカウント情報は他人に知られないよう、厳重に管理する。
- ◆ 自身のアカウント情報が流出した疑いが生じた場合には、パスワード（暗証番号等を含む。）を変更する。
- ◆ 「情報が流出した疑いがある」等の連絡があった場合は、正規の事業者からの連絡であるか慎重に確認する。

